平成２３年（フ）第１５２号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ４―103号
債務者　井上　民子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２７６号
鳥取県鳥取市浜坂６丁目15番８号
債務者　岸本由美子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５９号
鳥取県鳥取市岩倉452番地14　モーラス岩倉東２
債務者　秀和工業こと　田中　明彦
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０号
鳥取県鳥取市岩倉452番地14　モーラス岩倉東２
債務者　田中　亜紀
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６３号
鳥取県鳥取市古市615番地　サンライズ甚九102号
債務者　吉田　　功
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５号
広島県三原市本町１丁目８番21号
債務者　権藤美佐江
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
山口県下関市みもすそ川町３番18号
債務者　大木　智子（旧姓井町）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
山口県下関市長崎本町６番10号　そらハウス101号、前住所香川県丸亀市城東町１丁目３番40号
債務者　野中　悦子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
山口県下関市武久町１丁目72番51号
債務者　寺薗小百合
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
愛媛県松山市宮西３丁目２番２号
債務者　岡本　一三
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１２５号
愛媛県松山市古川南１丁目19番３号　岡田ハイツ201号
債務者　和中　志保
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１２６号
愛媛県東温市南野田217番地１
債務者　束村　亮一
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１４４号
愛媛県松山市土居田町473番地３
債務者　和泉　義行
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１４５号
愛媛県松山市土居田町473番地３
債務者　和泉　鶴惠
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１５６号
愛媛県松山市桑原２丁目３番31号
債務者　兵頭　敬子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１６０号
愛媛県松山市室町27番地２
債務者　西岡　　章
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第４８号
福岡県久留米市高良内町1053番地２
債務者　山下リツ子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６２号
福岡県久留米市三潴町早津崎407番地、前住所福岡県筑後市大字津島16番地１　エスペランサ壱番館Ｅ号
債務者　柴山　道明
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　福岡地方裁判所久留米支部